おもてなしの宿魅力向上支援補助金

宿泊施設の魅力向上につながる施設整備、環境整備、
バリアフリー化に係る経費の一部を助成します

補助率

おもてなしの宿魅力向上支援　対象経費（税抜）の **1/2以内**

バリアフリー化支援　対象経費（税抜）の **3/4以内**

※千円未満切捨て

募集期間

令和７年５月１日（木）から
令和７年６月30日（月）まで

※期間内であっても、市予算上限額に達した時点で受付終了とします。

補助上限

宿泊施設の収容定員により設定

収容定員	補助上限	収容定員	補助上限
1～50人	300万円	101～200人	500万円
51～100人	400万円	201人～	600万円

補助対象者

市内で旅館業法第３条第１項の許可を受けて行う同法第２条第２項から第３項の営業に係る施設で、５年以上の営業実績があるもの

※風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する施設は対象外とします。

対象経費

おもてなしの宿魅力向上支援

施設整備

施設の魅力向上、衛生確保及び宿泊者のニーズ充足のために必要な工事等に要する経費

・玄関・浴室・トイレ洗面設備等の整備

・内装の改修等（壁紙、畳、ふすまの張替等）

・外壁、屋根の改修等（塗装、防水対策等）

・その他市長が必要と認めるもの

環境整備

宿泊客の受入を行うに当たり必要な環境整備に要する経費

・施設内の無料公衆無線LAN環境の整備

・照明器具類の整備

・冷暖房設備の整備（エアコン等）

・周辺景観の整備（電柱・電線等の移転、樹木伐採）

・その他市長が必要と認めるもの

バリアフリー化支援

コンサルティング

バリアフリー化整備に向けた改善策の提示を受けるコンサルティングに要する経費

バリアフリー化整備事業（施設整備）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施設の敷地内で行う、施設等の整備に要する経費

バリアフリー化整備事業（客室整備）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施設内で行う、宿泊施設の客室等の整備に要する経費

バリアフリー化整備事業（備品購入）

バリアフリー化整備のため、補助対象施設及び施設の敷地内で行う備品の購入（改修工事を伴わないもの）

申請の流れ

① 申請書類の提出
令和７年６月30日（月）締切

↓

② 補助金交付決定

↓

③ 事業の実施

↓

④ 実績報告書の提出
令和８年2月27日（金）締切

↓

⑤ 補助金交付確定

↓ 精算請求

⑥ 補助金交付（振込）

提出書類（主なもの）

＜申請時の提出書類＞

☐ 補助金等交付申請書
☐ 事業計画書、収支予算書
☐ 旅館業許可書の写し
☐ 誓約書
☐ 事業譲渡証明書（事業継承している場合）
☐ 整備等に係る見積書の写し
☐ その他市長が必要があると認める書類

＜実績報告時の提出書類＞

☐ 補助金等実績報告書
☐ 事業実績書、収支決算書
☐ 補助事業の改修前後の写真・完了届等
☐ 使用木材出荷証明書、使用原木出荷証明書
（天草産材を使用した場合）
☐ 請求書又は領収書の写し
☐ その他市長が必要があると認める書類

補助事業の詳細
必要書類はこちらを確認 ⇒

様式
ダウンロード
できます

本事業に関するお問い合わせ・申請窓口

●申請書類送付先
〒863-8631（※住所記載不要）
天草市役所 観光振興課 観光政策係 おもてなしの宿魅力向上支援補助金担当宛て
●電話番号　0969-32-6787（天草市観光振興課）
●電話受付時間　平日8：30～17：15
●メールアドレス　kankou-a@city.amakusa.lg.jp